

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
7 月 7 日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 指定代理納付者の指定(税務課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....一
- 公告
 - 山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....二
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....二
- 人委公告
 - 平成二十九年山口県職員採用高校卒業程度試験の実施.....二
 - 平成二十九年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施.....四
 - 平成二十九年山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施.....七
 - 平成二十九年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施.....七
 - 平成二十九年山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施.....二
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....四
 - 政治団体の異動事項.....五
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....五
 - 資金管理団体の異動事項.....五
- 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施.....六



山口県告示第二百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十九年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
自動車税(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
平成二十九年五月二十五日から平成三十一年三月三十一日までの間

山口県告示第二百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 施術者の氏名 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|-------|---------------|-----------|
| 土屋 拓己 | 万事整骨院 | 防府市佐波二丁目八番一三号 | 平成二九、六、一四 |

山口県告示第二百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|
| 地名及び番地 下松市大字末武上字久保田一八〇の一四及び一八〇の一五 | 幅員 (メートル) 四・〇 六・〇 | 延長 (メートル) 六一・九 | 指定年月日 平成二九、 六、二〇 |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|



(二〇二) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十九年七月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。
平成二十九年七月七日

| | | |
|-------|-------|---------------------|
| 区分 | 氏名 | 職名 |
| 使用者委員 | 爲近美由紀 | 宇部興産機械株式会社顧問 |
| 労働者委員 | 伊藤 正則 | 情報産業労働組合連合会山口県協議会議長 |

(二〇三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市鐘楼町三番一号
三和土地建物株式会社

公 告

平成二十九年七月七日
平成二十九年七月七日
山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

| 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の概要 |
|---------|--------|--|
| 事務 | 二人程度 | 知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務 |
| 警察事務 | 一人程度 | 警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務 |
| 土木 | 一人程度 | 知事部局(主として農林水産部及び土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務 |
| 小・中学校事務 | 十九人程度 | 市町立小・中学校における一般事務 |

二 受験資格

- (一) 平成八年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者(小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる禁止産産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容
 筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。

(2) 専門試験（土木の試験職種に限る。）

必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
 なお、出題分野は、数学、物理、情報技術基礎、構造力学、水理学、土質力学、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工とします。

2 日時

平成二十九年九月二十四日（日曜日）

(1) 事務、警察事務及び小・中学校事務

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

(2) 土木

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時まで

専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 作文試験及び適性検査

日 時 平成二十九年十月十四日（土曜日）

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 平成二十九年十月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(1) 第一次試験

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(2) 第二次試験

作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年十月三日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(一) 最終合格者

平成二十九年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(二) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十五万三千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験

情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年七月七日(金曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年八月二十五日までの消印のあるものに限りま

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十九年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

平成二十九年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

平成二十九年七月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

| 区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 一 一般 | 十二人程度 |
| 武道指導 | 二人程度 |

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交

通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| 区分 | 受 験 資 格 |
|---------|--|
| 一 般 | 昭和五十九年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業の見込みの者 昭和五十九年四月二日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業の見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限ります。 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |
| 武 道 指 導 | 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの |

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保護人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十九年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市

山 口 市

岩 国 市

下関市立大学

山口県立大学

山口県民文化ホールいわくに

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導に限る。)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(5) 体力検査

職務の遂行に支障がないこと。

聴 力

正常であること。

視 力

職務の遂行に支障がないこと。
両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

身 長

一六〇センチメートル以上であること。

体 重

四七キログラム以上であること。

色 覚

職務の遂行に支障がないこと。

聴 力

正常であること。

その他

職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。
なお、検査には、次のような基準があります。

2 日時及び場所

関 節 運 動

シ ャ ト ル ラ ン

上 体 起 こ し

握 力

反 復 横 跳 び

反 復 横 跳 び

握 力

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十九年十月二十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十九年十月二十二日(日曜日)又は同月二十三日(月曜日)

のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験及び実技試験

日時 平成二十九年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十六日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年九月二十九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合

格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十九年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千二百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

| | |
|------------------|----------|
| 都府県名 | 採用予定人員 |
| 一 募集都府県名及び採用予定人員 | 山口県人事委員会 |

平成二十九年七月七日

採用(B)試験の実施

平成二十九年七月七日

山口県人事委員会

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

五時まで

平成二十九年七月七日(金曜日) 午前九時から同年八月十八日(金曜日) 午後五時まで

インターネットを利用する方法による受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

平成二十九年七月七日(金曜日) 午前九時から同年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

受付の期間及び時間

平成二十九年七月七日(金曜日) から同年八月二十五日(金曜日) まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

| 都府県名 | 受 験 資 格 |
|------|--|
| 山口県 | 昭和五十九年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 東京都 | 昭和五十七年九月十九日から平成十二年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 大阪府 | 昭和五十九年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |
| 兵庫県 | 昭和五十七年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。) |

職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

受験資格

次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

| | |
|-----|--------|
| 山口県 | 四十七人程度 |
| 東京都 | |
| 大阪府 | 六人程度 |
| 兵庫県 | |

て行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十九年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握 力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日 時 平成二十九年十月二十八日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成二十九年十月二十九日(日曜日)又は同月三十日(月曜日)の

いずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成二十九年十月三十一日(火曜日)から同年十一月二十六日(日

曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十九年九月二十九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十九年十一月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十九年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成三十年二月中旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十七万九千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあつては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年七月七日(金曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

十 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三―〇一一〇）に問い合わせてください。

公 告

平成二十九年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）の実施
平成二十九年山口県警察官（女性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。
平成二十九年七月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
四人程度

二 職務の概要
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十九年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業生又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時
平成二十九年九月十七日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

- | | |
|-------|---------------|
| 下 関 市 | 下関市立大学 |
| 山 口 市 | 山口県立大学 |
| 岩 国 市 | 山口県民文化ホールいわくに |

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
 - (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
 - (3) 身体検査
山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 身長 | 一五〇センチメートル以上であること。 |
| 体重 | 四三キログラム以上であること。 |
| 視力 | 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。 |
| 色 覚 | 職務の遂行に支障がないこと。 |
| 聴 力 | 正常であること。 |

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
- (4) 体力検査
職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上
- 握力 左右の平均が二四キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に一五回以上
- シャトルラン 二五回以上
- 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十九年十月二十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十九年十月二十二日(日曜日)又は同月二十三日(月曜日)

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十九年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十六日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年九月二十九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十九年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万二千二百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三・一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項
身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間
平成二十九年七月七日(金曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十九年七月七日(金曜日) 午前九時から同年八月十八日(金曜日) 午後五時まで

十 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十九年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

平成二十九年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成二十九年七月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員
八人程度

二 職務の概要
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十九年四月二日から平成二十二年四月一日までに生まれた女性を受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に

より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十九年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学
山 口 市 山口県立大学
周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 平成二十九年十月二十八日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十九年十月二十九日(日曜日)又は同月三十日(月曜日)の
いずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十九年十月三十一日(火曜日)から同年十一月二十六日(日
曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十九年九月二十九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟

一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合

格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十九年十二月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエント

ランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で

通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示
試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十七万九千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付して下さい。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入して下さい。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験

情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照して下さい。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年七月七日(金曜日)から同年八月二十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年八月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十八日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-一九三三-四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-一九三三-〇一一〇)に問い合わせして下さい。



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の候補者 | | その他の事項 <small>政治資金規正法第9条第2号に係る関係政治団体</small> | 備考 (届出年月日) |
|---------|--------|----------|------------|--------|-------|---|---------------|
| | | | | 氏名 | 公職の種類 | | |
| 大内一也後援会 | 辰村 信義 | 吉木 京子 | 周南市月丘町/丁目5 | 大内 一也 | 衆議院議員 | | 平成29、5、31 |

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | その他の事項 | 備考 (届出年月日) |
|-----------|--------|----------|-------------------|--------|---------------|
| 奥良秀後援会 | 奥 良秀 | 奥 良秀 | 山陽小野田市大字小野田7026の1 | | 平成29、5、18 |
| はやばら秀文後援会 | 森光 輝尚 | 岩本 文生 | 柳井市日權/287 | | 〃 |
| 宮本まさし後援会 | 伊藤 武 | 宮本 祐子 | 山陽小野田市大字山川795の9 | | 〃 |

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 備考 (年月日) |
|--------------|--------|-----------------------------|----------------|---------------|-------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党玖珂支部 | 植野 正則 | 代表者 植野 正則 事務所 岩国市玖珂町6387 | 上本 一人 | 岩国市玖珂町7830の1 | 平成29、4、27 |
| 自由民主党東和支部 | 新山 玄雄 | 会計責任者 江本 忠嗣 | 内山 純夫 | | 〃 5、20 |
| 自由民主党美祿支部 | 森中 克彦 | 事務所 美祿市大瀬町北分604の2 | 代表者 大内 一也 | 西嶋 裕作 | 〃 4、1 |
| | | | 事務所 周南市月丘町7丁目5 | 山口市樺木町/番38号 | |
| 民進党山口県第1区総支部 | 大内 一也 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外 | 国会議員関係政治団体の区分 | 〃 5、2 |

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 |
|--------------|--------|----------|----------------|------------|
| 日本正義会 | 吉村 大尊 | 古賀 陵真 | 宇部市大字東岐波2714の8 | 平成28、12、31 |
| 前田晋太郎と未来を創る会 | 濱本 笙子 | 小原 龍男 | 下関市猿野町3丁目/2番1号 | 平成29、3、 |

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十九年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 |
|--------------|--------|----------|----------------|---------|
| 民進党山口県第4区総支部 | 西嶋 裕作 | 事務 國森 武徳 | 下関市上田中町4丁目/番6号 | 〃 1 |
| 江島きよし後援会 | 加藤 寿彦 | 事務 加藤 寿彦 | 下関市上田中町4丁目/番6号 | 〃 |
| 加藤としひこ後援会 | 酒本 哲也 | 事務 酒本 哲也 | 下関市上田中町2丁目/番8号 | 平成29、5、 |
| よかもと哲也後援会 | | | | 〃 |

山口県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十九年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

| 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | 備考 (年月日) |
|---------------------|------|---------|-------------|
| 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
| 資金管理団体の異動の届出をした者の氏名 | | | |

| | | | | | |
|-------|-----------|-------|----------------|-----------------|------------|
| 加藤 寿彦 | 加藤としひこ後援会 | 事 務 所 | 下関市上田中町4丁目/番6号 | 下関市上田中町2丁目22番8号 | 平成29、7、5、1 |
|-------|-----------|-------|----------------|-----------------|------------|



山口県公安委員会告示第三十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十九年七月七日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 - 種 別 級 受検定員
 - 交通誘導警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 日 時 平成二十九年十月十日（火曜日）の午前十時から正午まで
 - 場 所 山口市滝町一番一号
 - 山口県警察本部
 - (二) 実技試験
 - 日 時 平成二十九年十月二十八日（土曜日）
 - 場 所 山口市仁保下郷一四五九番地
 - 山口県警察学校
- 三 受検資格

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であって、次のいずれかに該当する者であること。

 - (一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
 - (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十九年八月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類
 - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚
- 七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
 - (一) 警笛は、受検当日各自持参すること。
 - (二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十九年十月十日(火曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十九年十月二十一日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

三 受検資格 詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

四 検定申請書の受付期間及び時間 山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

平成二十九年八月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八

三一九三三〇一〇)にすること。

平成二十九年七月七日
印刷發行

發行人所

山口県知事